

**政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定（案）に対して提出された御意見及び
政治資金適正化委員会の考え方
（令和 7 年 7 月 2 日～ 8 月 1 日）**

「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定（案）」に関して、令和 7 年 7 月 2 日（水）から令和 7 年 8 月 1 日（金）まで御意見を募集したところ、計 29 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、取りまとめの都合上、御意見の内容を適宜整理しています。

※政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 64 号）、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 1 号）及び政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 号）を「改正法」と言います。

No.	案に対する御意見及びその理由	政治資金適正化委員会の考え方
1	監査の基準が複雑化することには反対です。 繰越金の確認手順の増加、 会計責任者等に対するヒアリングが増加 収支報告書間の整合性チェックや、付随する文書の相互整合性チェックが煩雑化する もう少しシンプルにするべきだと思います。 その理由として、以下に記します。 1. 抜けや誤りの可能性が増加 監査基準や確認項目が増えることで、特に複雑な新規項目（例：差額説明書の理由付けや翌年への繰越金の確認など）を処理する際に注意を要する。監査人の負担が増加することで、意図しない抜けや記載誤りが生じるリスクが高まる可能性がある。 2. 作業の非効率化	御意見として承ります。 なお、改定した政治資金監査マニュアルの周知について、今後は、登録政治資金監査人に係る研修の開催地や回数等を大幅に増やすなどして、改正法の円滑な施行に向けて準備してまいります。

No.	案に対する御意見及びその理由	政治資金適正化委員会の考え方
	手続きが煩雑化すると、文書の精査や情報突合の時間が増加し、監査全体の進行が遅れる可能性がある。その結果、時間やリソースの消耗が顕著になるおそれがある。 3. 監査制度全体への信頼低下 煩雑すぎる手続きが原因で、関係者（監査人や会計責任者）間の混乱が生じ、監査の質や結果への信頼が低下するリスクがある。手続きが複雑であるほど、関係者全員が基準やプロセスを完全に理解して運用するのが難しくなる。 再考して下さい。マニュアルはシンプルイズベストです。高機能テレビの取説は読みたくないでしょ?! 同じことです。	
2	広く国民に伝えてください	御意見として承ります。 なお、改定した政治資金監査マニュアルの周知について、今後は、登録政治資金監査人に係る研修の開催地や回数等を大幅に増やすなどして、改正法の円滑な施行に向けて準備してまいります。
3	資料の要約が煩雑に過ぎる。資料は餌ではない。 石破首相の言葉を拝借するならば、国民をナメない方が良い。 私の意見はただ一つ。公安調査庁に調査をさせるべきだ。 統一教会(KCIA)※1と関係の深い公安委員長、並びに 宮永スパイ事件の時より、スパイ防止法に反対している総務相※2を、それぞれの役職から解任、 ないし、罷免すべきだろう。 話はそれからである。 ※1 統一教会を KCIA とする根拠:フレイザー委員会報告書 ※2 鴻池 祥肇氏による地上波番組内での暴露があった	御意見として承ります。

No.	案に対する御意見及びその理由	政治資金適正化委員会の考え方
4	1. 政治資金規正法第 19 条の 13 第 2 項 条文内容（第 19 条の 13 第 2 項）： 第 19 条の 13 第 2 項では、政治資金収支報告書の提出義務に関する規定が設けられています。特に、収支報告書において「収入及び支出の内容が事実即して記載されていること」や、「政治活動費等の使途について適正に記載すること」が求められています。 現状と課題： 不透明な支出の実態：政治活動費や支出の内訳が不明瞭である場合があります。特に、「活動に必要な経費」として支出された資金が不透明で、適正かつ合法的な使途が疑問視されることがあります。政治家や政党が使途不明の資金をどのように処理しているかの監視が不十分です。 収支報告書の信頼性：現行法では、収支報告書における記載内容の信頼性を保障するための監査体制が弱いことが課題です。特に個別の選挙区ごとの監査が不十分で、報告書に記載されている金額や内容が正確かどうかを確認するための十分なチェック体制が欠けています。 課題改革案： 透明性の向上： 政治資金収支報告書の内容を公的機関での事前チェックを強化し、記載された支出内容が妥当であるかどうかを検証する仕組みを作ります。 支出明細の詳細化：例えば、政治活動費の「会議費」や「接待費」などの支出項目について、具体的な内容を記載させ、さらに監査機関によるランダムチェックを行うなどして、不正な支出を減らします。 収支報告書の監査体制の強化： 収支報告書に対する第三者機関による監査を義務化することが考えられます。監査を独立した公認会計士などに委託することで、政治資金の使途が適正であるかを確認し、透明性を高めることができます。	今回の政治資金監査マニュアル改定案は、改正法の施行等に伴い必要となる政治資金監査マニュアルの改定について、案をお示ししたものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。 なお、御意見については、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。

No.	案に対する御意見及びその理由	政治資金適正化委員会の考え方
	収支報告書が不正確である場合や、虚偽の記載が発覚した場合には、罰則強化を行い、再発防止を図ります。 2. 政治資金規正法第 19 条の 30 第 1 項第 4 号 条文内容（第 19 条の 30 第 1 項第 4 号）： 第 19 条の 30 第 1 項第 4 号は、政治資金の提供者に関する規定で、特に「政治献金の制限」や「資金提供の透明化」を目指した条文です。企業や団体からの政治献金が特定の条件を満たさない場合、違法とされます。この規定は、特に企業・団体からの献金の制限を通じて、不正な資金提供を防ぐことを目的としています。 現状と課題： 企業・団体献金の不透明性：現行法では企業や団体から政治家への献金が許可されており、その金額が大きくなると、政治家が企業や団体に対して有利な政策を取るインセンティブが生まれる危険性があります。特に、大企業や団体が特定の政治家や政党に多額の献金を行っているケースが見受けられますが、それらの献金の正当性や目的について十分な監視が行われていない場合があります。 献金の背後にある利害関係の問題：企業や団体が政治献金を通じて自らの利益を追求する可能性があり、その結果として公共政策が特定の企業や団体の利益に偏ることが懸念されています。また、政治献金が政治家に対する「見返り」を期待させる場合もあり、汚職や利益供与の温床になりかねません。 課題改革案： 企業・団体献金の禁止または制限強化： 企業や団体からの献金を完全に禁止することが最も直接的な解決策となります。個人献金に限定し、政治活動における資金源を民主的かつ透明性のある形にすることで、不正な利益供与を防ぎます。	

No.	案に対する御意見及びその理由	政治資金適正化委員会の考え方
	企業や団体の政治献金に対する制限を強化し、例えば年ごとの献金上限額を設けるとともに、その献金先を公開する義務をさらに厳格にすることが考えられます。 政治献金の透明性の向上： 献金の経路や金額、受け取った政治家や政党の情報を詳細に公開することが必要です。特に、大企業や団体からの献金については、その背景や理由についても説明責任を求め、国民が納得できる形で情報公開を徹底します。 献金の監視機関の強化：献金の流れをチェックするための独立した監視機関を設け、献金の透明性を保つとともに、不正な献金や利益供与を早期に発見できるようにします。 3. 総合的な改革案 3.1 透明性の確保と公開義務の強化 収支報告書や政治献金の情報公開をさらに強化し、政治資金の流れが国民の目に触れる形にすることが求められます。政治家や政党が利用する政治資金の使途に関する詳細な報告と、寄付者の情報を定期的に更新・公開することが必要です。 3.2 監査体制の強化と第三者機関の設置 政治資金の収支報告や献金に関しては、第三者機関による監査を義務化し、透明性を確保します。特に、独立した監査機関が定期的に報告書を審査し、問題があった場合には厳格な罰則を科すことが必要です。 3.3 法的罰則の強化 不正な政治資金の收受や、虚偽の収支報告に対しては、罰則を強化し、再発防止を図ります。また、政治家や政党が不正な資金を受け取った場合、厳格な刑事罰を適用することを検討するべきです。	

No.	案に対する御意見及びその理由	政治資金適正化委員会の考え方
	4. 結論 政治資金規正法第 19 条の 13 第 2 項と第 19 条の 30 第 1 項第 4 号は、政治資金の透明性や献金の適正性を確保するために重要な条文ですが、現状では不透明な支出や献金の実態、企業献金による利益供与の問題が依然として残っています。改革案としては、企業・団体献金の制限強化や、第三者機関による監査体制の強化、収支報告書の透明化などが必要です。透明で公正な政治資金の管理を実現するためには、法改正や制度の整備が不可欠です。	
5	資料閲覧を通して思ったことは、ちまちまとやって逃げようとは思えない いっそのこと、選挙での一般国民による投票を通して「この議員は不正をした」といったコメントを述べられるような分かりやすい機会を与えるべき 又、金の無駄遣い（外国優遇や居眠りなど）をしたものに対して、家族丸ごと全財産を没収し、場合によっては死刑にして材料として貢献できる制度を作れ	御意見として承ります。
6	議員が扱えるお金はすべて電子マネーに替えれば 自ずと透明性が担保されますので 細かく規定する必要も無くなります マイナンバーは国民に率先してまず議員が全て口座まで紐付けしましょう	今回の政治資金監査マニュアル改定案は、改正法の施行等に伴い必要となる政治資金監査マニュアルの改定について、案をお示ししたものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。 なお、御意見については、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。
7	官僚や政治化の経費に関して、株式会社同様に事前申請事前承認を必須とし領収書の提出も徹底してもらいたいです。 また、移動や会食時の VIP 対応を廃止いただくようお願いします。 少子化対策など未来の日本の経済を支えるための投資に専念し、20 年後 30 年後の GDP の底上げにつながる政策をお願いします。	御意見として承ります。
8	・国会議員関係政治団体だけではなく、政党・政治資金団体こそ監査すべきです。 ・政党・政治資金団体の監査を付け加えてください。そうでなければこの法律は必要ありません。 ・政治資金団体も対象にすべき	今回の政治資金監査マニュアル改定案は、改正法の施行等に伴い必要となる政治資金監査マニュアルの改定について、案をお示ししたものです。御意見は法律の在り方に

No.	案に対する御意見及びその理由	政治資金適正化委員会の考え方
	・政党も対象にすべき ・なぜ政党への監査がゆるいのですか ・なぜ、政治資金団体に、ゆるいのですか ・政治資金の透明化をするなら、これでは不十分です。 政党や政治資金団体を監査から除外するのはなぜですか？ 政治資金監査において、国会議員関係政治団体と政党・政治資金団体を分ける理由を説明してください。 ・政党のような強いところにも、適用すべき ・政党や政治資金団体のような強いところに、有利になっているのは、なぜですか ・政党には、ゆるくしようとしているのは、誰ですか ・政党も、きちんと、規正してください ・弱いところに厳しい改訂をしようとしているのは誰ですか ・なぜ、強いところにゆるく、弱いところに厳しい改訂しようとするのですか ・政党にはゆるい改定にする責任者はだれですか ・弱いところに厳しく、強いところに緩い改訂をしようとしているのは、誰ですか ・政党に緩い改定になっているのは、隠したいことがあるのですか ・政党や政治資金団体など強いところと、弱いところで、なぜ、差をつけるのですか ・強いところに有利で、弱いところに厳しい改訂、反対 ・政党には緩い改定であることを、国民に広く知らせて、疑いの目で見ることができるようになってください ・政党に緩い規定にしたのは、総務省さんですか	係る御意見として承ります。 なお、御意見については、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。
9	国会で、細かく議論してほしい	御意見として承ります。
10	・わかりやすく書いてください ・マニュアルはもっとシンプルに、読みやすく、活用しやすいものにした方がよい。	御意見として承ります。